

消防長交際費

市町民の消防行政に対する理解と信頼を図るため、次に定めるところに従い、交際費を公開します。

《 消防長交際費取扱基準 》

1 目的

(1) 調整交渉的交際

行政執行のために必要となる対外的な交渉に要する経費としています。

- ① 行政事務及び事業の円滑、適正な執行を図るために行う調整の場合には支出します。
- ② 交渉及び懇談等に要する経費（情報交換、意見交換）の場合には支出します。

(2) 儀礼的交際

一般的な友好、信頼関係の維持増進を目的として要する経費としています。

- ① 慶弔、見舞等に関するものに支出します。

※ 弔慰の範囲 組合議会議員、組合特別職、消防職員、消防団等

- ② 各種団体の行事等への参加に関するものに支出します。
- ③ 各地区の行事等への参加に関するものに支出します。
- ④ 記念品及び饞別に関するものに支出します。
- ⑤ 組合のPRに関するものに支出します。

2 その他

この基準の他、消防長が必要と認めた場合は、その都度対応します。

平成24年度消防長交際費執行一覧表（平成25年1月現在）

単位：円

| No. | 年月日 | 目的 | 相手方行事名等 | 金額 |
|-----|----------|---------|------------|--------|
| 1 | H24.6.15 | 調整交渉的交際 | 吉川松伏防火安全協会 | 10,000 |
| 2 | H24.6.15 | 調整交渉的交際 | 関係者（謝意） | 2,772 |
| 3 | H24.7.30 | 調整交渉的交際 | 関係者（謝意） | 3,150 |
| 4 | H25.1.4 | 儀礼的交際 | 吉川市消防団員逝去 | 10,000 |
| 5 | H25.1.17 | 調整交渉的交際 | 吉川松伏防火安全協会 | 10,000 |
| 合計 | | | | 35,922 |